

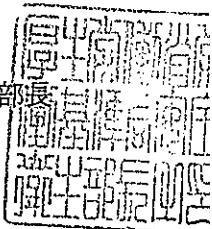


基安発 0803 第 1 号

令和 2 年 8 月 3 日

建設業労働災害防止協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長



陸上貨物運送事業における労働災害防止に向けた一層の取組について
(トラック荷台からの転落防止等荷役災害対策の推進)

平素より、労働安全衛生行政の推進につきましては、格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた第 13 次労働災害防止計画（以下「13 次防」という。）においては、陸上貨物運送事業における死傷災害（休業 4 日以上の労働災害をいう。以下同じ。）の労働者 1000 人あたりの災害発生率（以下、「死傷年千人率」という。）を平成 29 年と比較して、令和 4 年までに 5 % 以上減少させることを目標としています。しかしながら、昨年の陸上貨物運送事業における死傷災害は 15,382 件となり、前年より 2.8% 減少したものの、平成 29 年との比較では 4.6% の増加となっています。また、昨年の死傷年千人率は 8.55（全業種平均 2.22）で、就業者数が多い主要な業種の中でも突出して高い水準にあり、憂慮すべき状況が続いている。

陸上貨物運送事業における死亡災害については、事業者及び事業者団体の皆様の御尽力により着実に減少していますが、傷病を含めた労働災害全体では平成 21 年以降の増加傾向に歯止めがかかっておりません。13 次防の目標達成に向けても一層の取組が必要となっております。

新型コロナウイルス感染防止の影響により、宅配需要が急増する中、社会生活の維持に不可欠な業務に取り組まれているところですが、こうした状況下では、労働者が安心して安全に働き続けることがこれまで以上に重要であり、労働災害防止のための更なる取組が必要です。

死傷災害の発生要因としては、荷役作業時における労働災害が全体の約 7 割を占めています。荷役作業時の労働災害では特に荷台からの転落が多く、うち トラック荷台等への昇降時に発生するものがその約 4 割を占めています。

厚生労働省では、従来から「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成 25 年 3 月）」を策定するなど労働災害防止対策に取り組んでいるところですが、今般、厚生労働省と独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所において、トラック荷台への昇降による転落災害を防ぐための安全対策について、別添のとおり取りまとめました。

つきましては、貴団体におかれましても、現下の労働災害発生状況について貴団体傘下会員に共有していただくとともに、これを契機として、貴団体傘下の関係事業者、労働者はもとより、荷役作業に関わるトラックドライバー等に対して、荷台昇降時の災害を含めた荷役作業時の安全対策について周知、活用いただき、より一層の安全対策の推進に取り組んで頂

きますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

(別添)

リーフレット「労働災害が増えています。荷物の積み降ろしを安全に」

リーフレット「陸上貨物運送事業におけるトラック荷台からの転落を防ぐために 荷台昇降設備・装備はありますか？」

(参考)

・「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」

・「テールゲートリフターを安全に使用するために」

・厚生労働省ホームページ（安全衛生関係リーフレット一覧）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/gyousei/anzen/index.html

・独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所サイト

https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/houkoku/houkoku_2020_02.html



労働災害が増えていきます！ 荷物の積み降ろしを安全に

平成31年／令和元年の労働災害（陸運業）

- ◆ 死亡者数は101人。
 - ・ 平成29年比で36人(26.3%)減少。
- ◆ 死傷者数は15,382人。
 - ・ 平成29年比で676人(4.6%)増加。
- ◆ 災害発生率（千人率）は8.55
 - ・ 全産業平均 2.22

陸上貨物運送事業における労働災害発生状況の推移



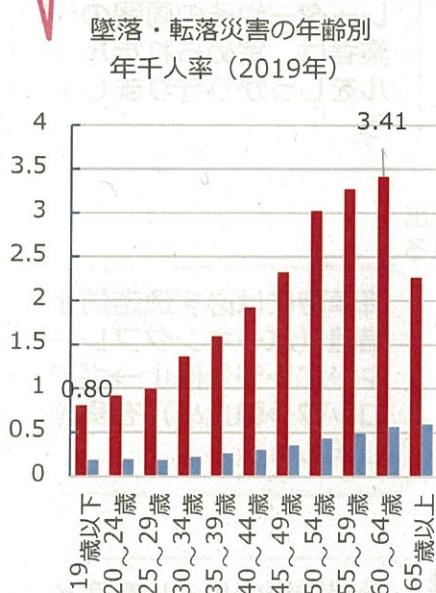
陸上貨物運送事業では、働く人1000人当たりの災害発生率（千人率）が、他の主要な産業と比べてかなり高い水準になっています。

キケンな作業をそのままにせず、従業員の命と健康を守るために、作業方法などの見直しに着手してください。

詳細は裏面

年齢が上がるほど

転落しやすいので注意

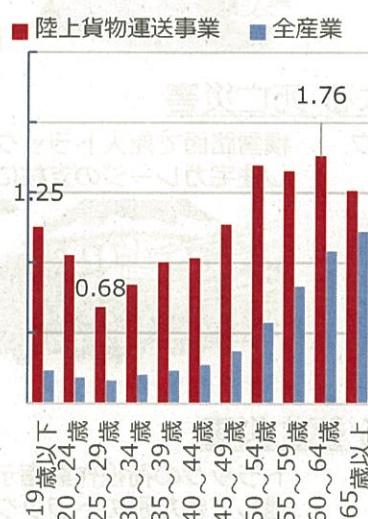


50代、60代に加え、

20代前後も転倒に注意

転倒災害の年齢別

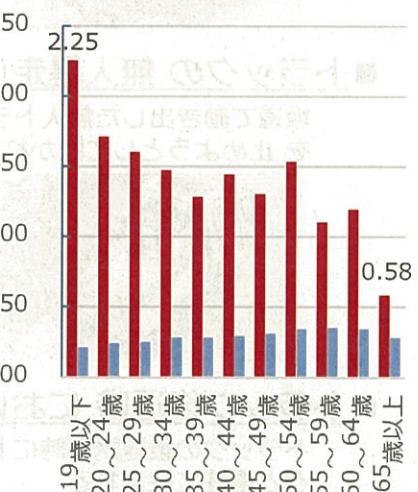
年千人率 (2019年)



腰痛は若年ほど多い

無理させていないか

動作の反動・無理な動作災害の
年齢別年千人率 (2019年)



令和2年5月末現在の労働災害（陸運業）

○令和2年の死傷者数は、前年同期比2.0%増加 13次防基準年の平成29年同期比4.3%増加。

今年に入ってからも前年比で増加しています



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

荷役作業時の死亡災害にみる災害パターン別の主な原因と対策

いつもの作業の少しの不具合が、重大事故につながります

■ トラック・荷台等からの墜落・転落による死亡災害

足を滑らせてリアバンパーから
転落



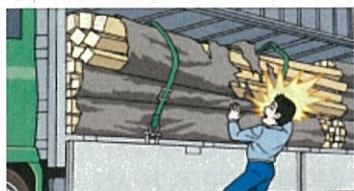
テールゲートリフターから
転落



必ず保護帽を着用しよう
荷台へのステップなど昇
降設備を設けましょう

■ トラック・荷台等での荷崩れによる死亡災害

固定ベルトを外した途端に多く
の角材が落下



ドラム缶とともに転落。
ドラム缶が被災者に直撃



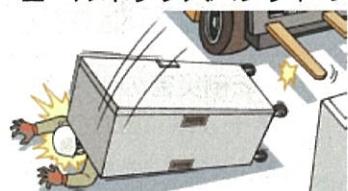
荷崩れしないよう、積み
付け時に、適切な固定・
固縛を行いましょう

■ フォークリフト使用時における死亡災害

歩行者立入禁止エリアにいた被
災者がフォークリフトと接触



フォークリフトアップ（上昇）時の
安全不確認により被災者がコールド
ロールボックスパレットの下敷きに



フォークリフトのオペ
レーターやその周囲の作
業者は、定められたルー
ルをしっかり守りましょ
う

■ トラックの無人暴走による死亡災害

坂道で動き出した無人トラック
を止めようとして轢かれる



積雪路面で無人トラックが動き出
し住宅ガレージの支柱に挟まれる



降車時には必ず逸走防止
措置（パーキングブレー
キ→エンジン停止→ギア
ロック→輪止め）を実施
しましょう

■ トラック後退時における死亡災害

トラックの後退誘導時にトラッ
クと電柱に挟まる



トラックの荷役作業指示中に後
退してきた別のトラックに接触



後退誘導のルールを定め
ましょう
トラックを後退させるの
は後方確認ができるとき
だけにしましょう

荷役作業を安全に行えるよう、床の凹凸をなくしたり、明るくしたり、
整理整頓を行うなどの基本的な対策も大切です

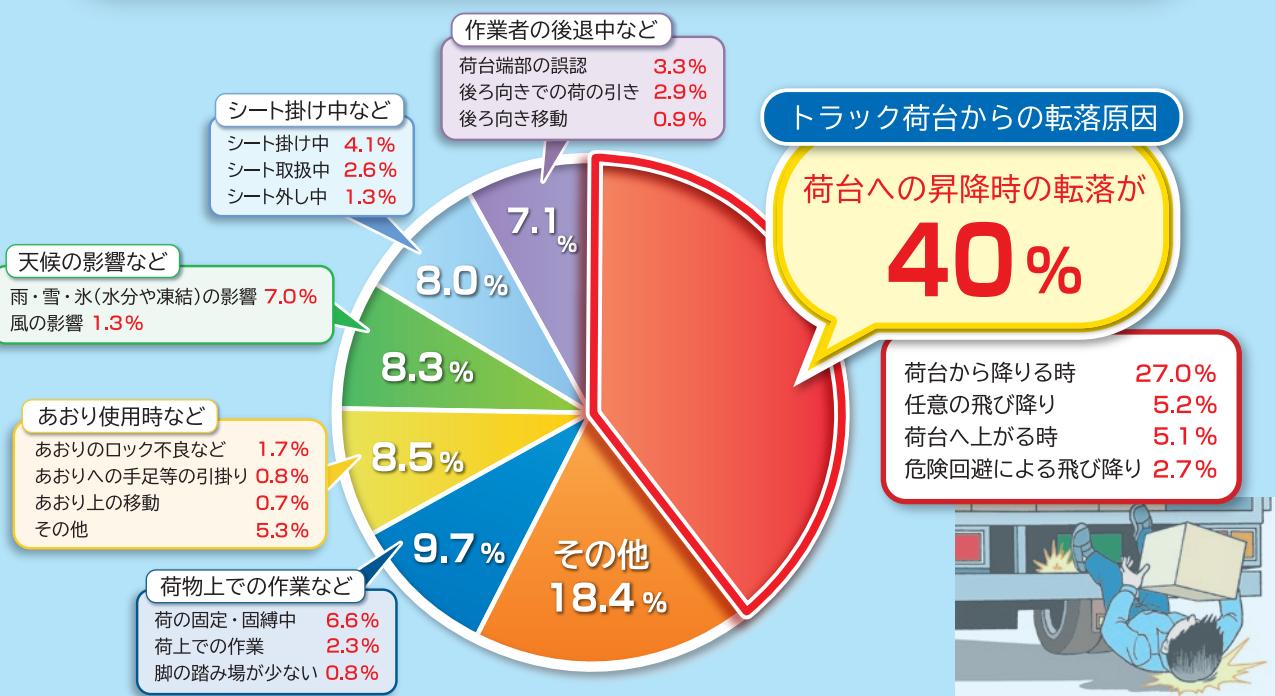


陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインをご活用ください

陸上貨物運送事業における トラック荷台からの 転落を防ぐために

荷台昇降設備・装備はありますか?

陸上貨物運送事業(トラック運送事業)における労働災害は、荷役作業中に発生したものが全体のおよそ7割を占めています。特に荷台からの転落が多いことが知られていて、このうちトラック荷台等への昇降時に発生するものがその約4割を占め、とりわけ荷台から降りる時が約3割を占めることが分かりました。このほかの原因による労働災害は、各要因とも1割にも満たないなど、「荷台から降りる時」などの昇降時が突出しています。このため、本リーフレットでは、トラック荷台への昇降時の労働災害を防ぐために、最新の安全対策とともに、転落防止に役立つチェックポイントを紹介します。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所

JNIOSH

(R2.6)

落ちないポイント
1

リヤとサイドにステップを付けて昇降性向上！

トラックの荷台は元々高くてワンステップでは上れません。
もちろん飛び降りもしてはいけません。
ステップを用意することで無理な昇降になりません。

一般的



荷台へ昇降しやすい装備（ステップ利用①）

「リヤステップ」

バン型車のリヤステップ部を網状にすることで、滑り止めの効果を持たせます。また、降雪時でも雪等が積もりにくくなります。対象車種は、小・中・大型クラスで、ボディ形状はバン型、冷凍冷蔵、ウイング、平ボディです。

荷台へ昇降しやすい装備（ステップ利用②）

「サイドステップ」

バン型車のリヤ・サイドステップ部に突起のある穴あけ加工をすることで、滑り止めの効果を持たせます。また、降雪時に雪等が積もりにくくなります。対象車種は、小・中・大型クラスで、ボディ形状はバン型、冷蔵冷凍です。



トラック荷台からの転落防止



バン型車のリヤステップ利用

「リヤ階段ステップ（格納式）」

リヤドアの下部に取付けて、リヤドアから昇降するための格納式の階段ステップです。対象車種は、小・中・大型クラスで、ボディ形状はバン型、冷蔵冷凍、ウイングです。



ウイング車のサイドステップ利用

「あおり内側回転式ステップ」

あおりの内側に、あおりを下ろした際に回転してステップとなる部分があり、このステップを利用すると荷台への昇降が容易になります。対象車種は、小・中・大型クラスで、ボディ形状はウイングです。



な対策

グリップを持つことで、ステップから足を滑らせたり、踏み外した場合でも、転落事故を防ぐことができます。荷物を持ちながらの昇降をしてはいけません。

落ちないポイント

2

荷台へ昇降しやすい装備（グリップ利用①）



▲ 鋼製グリップ

▼ ヒンジ連結タイプ



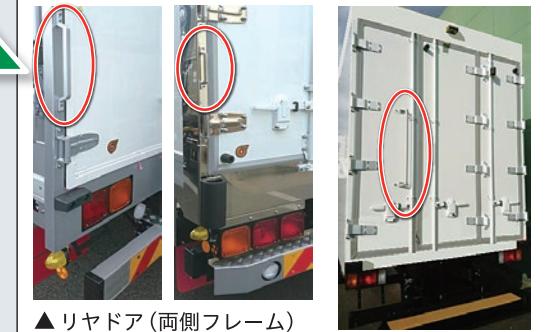
「リヤフレーム部グリップ」

グリップを取り付けすることで、荷室・庫内への昇降が安全に行えます。また、ヒンジ連結の長丈タイプはドライバーの身長に関係なく使用できるのが特徴です。対象車種は、小・中・大型クラスで、ボディ形状はバン型、冷凍冷蔵、ウイングです。

荷台へ昇降しやすい装備（グリップ利用②）

「リヤドア面グリップ」

リヤドア面（両端フレーム）にグリップを取り付けて、庫内および庫外に安全に昇降する時のグリップです。対象車種は、小・中・大型クラスで、ボディ形状はバン型、冷蔵冷凍、ウイングです。



▲ リヤドア（両側フレーム）に取付け

▲ リヤドア面に取付け

対策 はここまで進んでいます。



格納式サイドステップ利用

「格納式ステップ」

ボディより外側に可動式のステップを取り付けることで、昇降性を向上します。対象車種は、小・中・大型クラスで、ボディ形状はバン型、冷蔵冷凍です。

持ち運び可能なステップ利用

「手すり付荷台用ステップ」

荷台への昇降に、あおりを立てたままで、下ろしても設置可能なステップです。天板もついているので、身体の向きを変えることもできます。対象車種は、小・中・大型クラスで、ボディ形状はウイング、平ボディです。



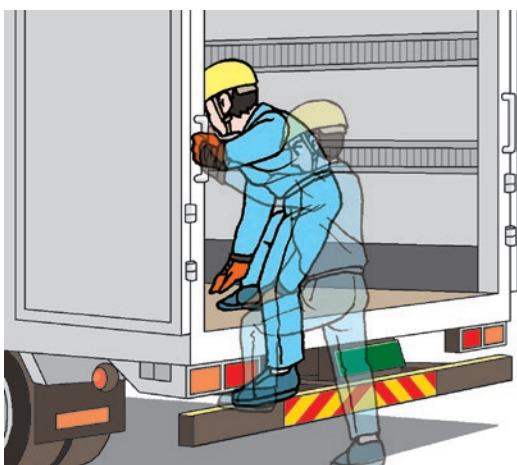
ステップとグリップの合わせ技でがっちり3点支持

荷台への昇降中における 転落防止チェックポイント

確認してみよう！作業手順・マニュアルを再点検

あなたの事業場では、荷台への昇降手順は適切ですか？①～③を参照し、点検してみましょう。
不十分な場合は、本リーフレットで紹介した装備の追加、手順・マニュアルの見直し等を実施しましょう。

注) グリップやステップ等を装備する際には、道路運送車両法の保安基準に適合しているか十分に確認してください。



1 バン型車のリヤ部

<input type="checkbox"/>	CHECK!	<input type="checkbox"/>	CHECK!
実施中		要検討	

リヤドアフレームに装備したグリップ(取手)を持ち、足元を見ながらリヤドア下部のリヤバンパーまたはステップに片足をかけて、荷台に上がります。降りる時はグリップを持ったままステップに足をかける順序で、荷台内側を正面にみて後ろ向きに降ります。車体形状の都合上、両手でグリップを持てませんが、荷台の床面に手を添えると前屈み姿勢になるのでより安定します。



2 バン型車のサイド部

<input type="checkbox"/>	CHECK!	<input type="checkbox"/>	CHECK!
実施中		要検討	

ドアフレームに装備したグリップ(取手)を持ち、足元を見ながら、サイドステップに片足をかけて、荷台に上がります。降りる時は上がる時の逆の順序で移動します。ちなみにサイド部はグリップをドアフレーム両側に装備できる場合が多いようです。両手で持つと身体の姿勢が安定し、より安全に昇降できます。



3 ウイング車、平ボディ車のあおり

<input type="checkbox"/>	CHECK!	<input type="checkbox"/>	CHECK!
実施中		要検討	

あおりを下ろした時は、ステップだけでなくグリップ(取手)や手がかりがないので昇降するのが困難です。あおり内側回転式ステップの装備、持ち運び可能な荷台用ステップ等を使用しましょう。グリップは車体内部あるいは荷台床面に装備するか、車体の柱等をグリップ代わりに活用しましょう。

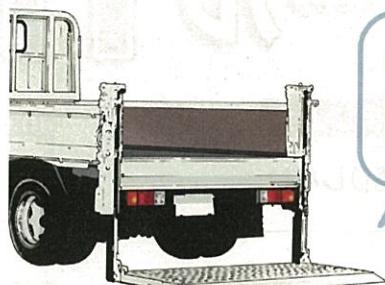
本リーフレットの写真等は、国土交通省及び(公社)全日本トラック協会が設置した「女性ドライバー等が運転しやすいトラックのあり方検討会」で取りまとめた成果「【別冊】トラックメーカーなどの取組事例集」から引用しています。



このQRコードから
別冊が入手可能です

主なテールゲートリフターの種類

〈昇降タイプ〉



垂直式

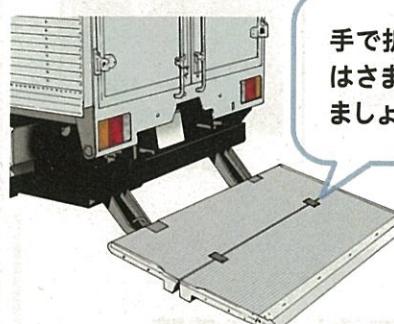


チルト式

〈昇降板の格納タイプ〉



後部格納式



床下格納式

〈参考〉ヨーロッパのテールゲートリフター

安全柵

ヨーロッパのテールゲートリフター (Taillift) には、転落防止のために、安全柵を装備したものがあります。



柵は折りたたみが
可能です。柵を立て
ないと作業できな
いので安全です

写真提供:B & R Cargolift, ETMA(European Taillift Manufacturers Association)

テールゲートリフターを安全に使用するために

2 STEP
ステップで学ぶ

6 基本 & 11 場面別ルール

作業者
必読!!

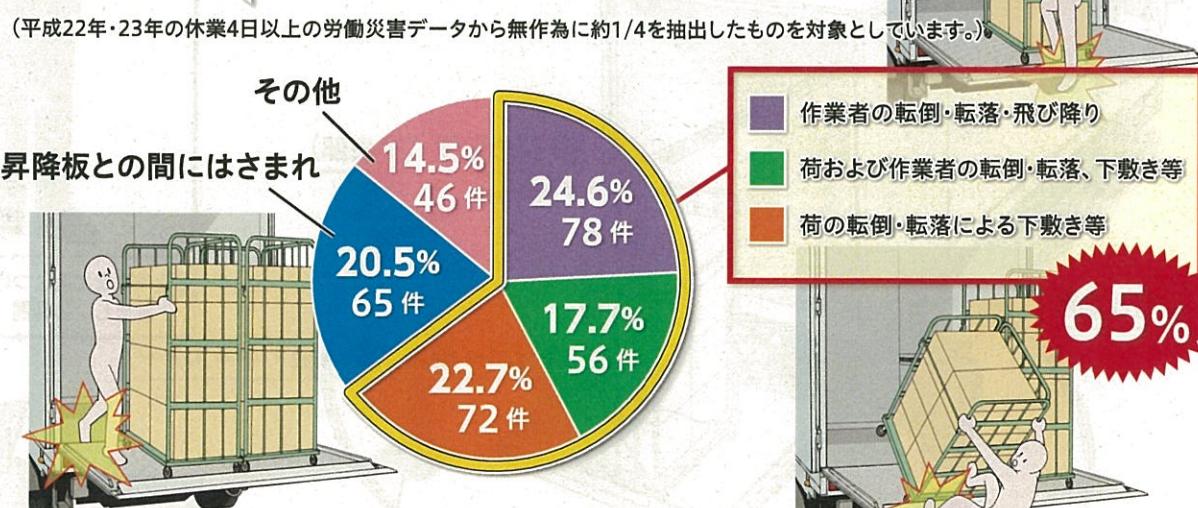
!
重篤な災害につながるおそれがある
「作業者や荷が倒れる・転落する」事故が多発

テールゲートリフター (TGL) 使用時の労働災害に注意しましょう。TGL 使用における労働災害のタイプ (図) を労働安全衛生総合研究所が分析したところ、「作業者あるいは荷が倒れたり、転落する」災害が全体の 65% を占めることが分かりました。とりわけロールボックスパレット (カゴ車) は TGL でよく取扱われていますが、重たく倒れやすいこともあり下敷き等の重篤な災害に十分な注意が必要です。また、全体の約 20% を占める「昇降板と荷台との間に足などがはさまれる」災害にも注意が必要です。

本リーフレットでは、主にロールボックスパレットを運搬する場合の TGL 使用時の安全作業ポイントについて 2 ステップで学ぶ「基本ルール」と「使用場面別ルール」を紹介します。



図 テールゲートリフター起因災害のタイプ



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所

(H30.4)

STEP

1

テールゲートリフターを安全に取扱うための約束です。

作業の安全のため!! 守るべき基本ルール **6**

あなたはルールを守っていますか？チェックしてみましょう

CHECK!!

1 平坦な場所で使用する

CHECK!!

2 積載重量を遵守し、昇降板の中央部に荷を配置する

CHECK!!

3 昇降板・キャスターそれぞれのストッパーを使用する

CHECK!!

4 周辺の安全を確保し、三角コーン等を配置する

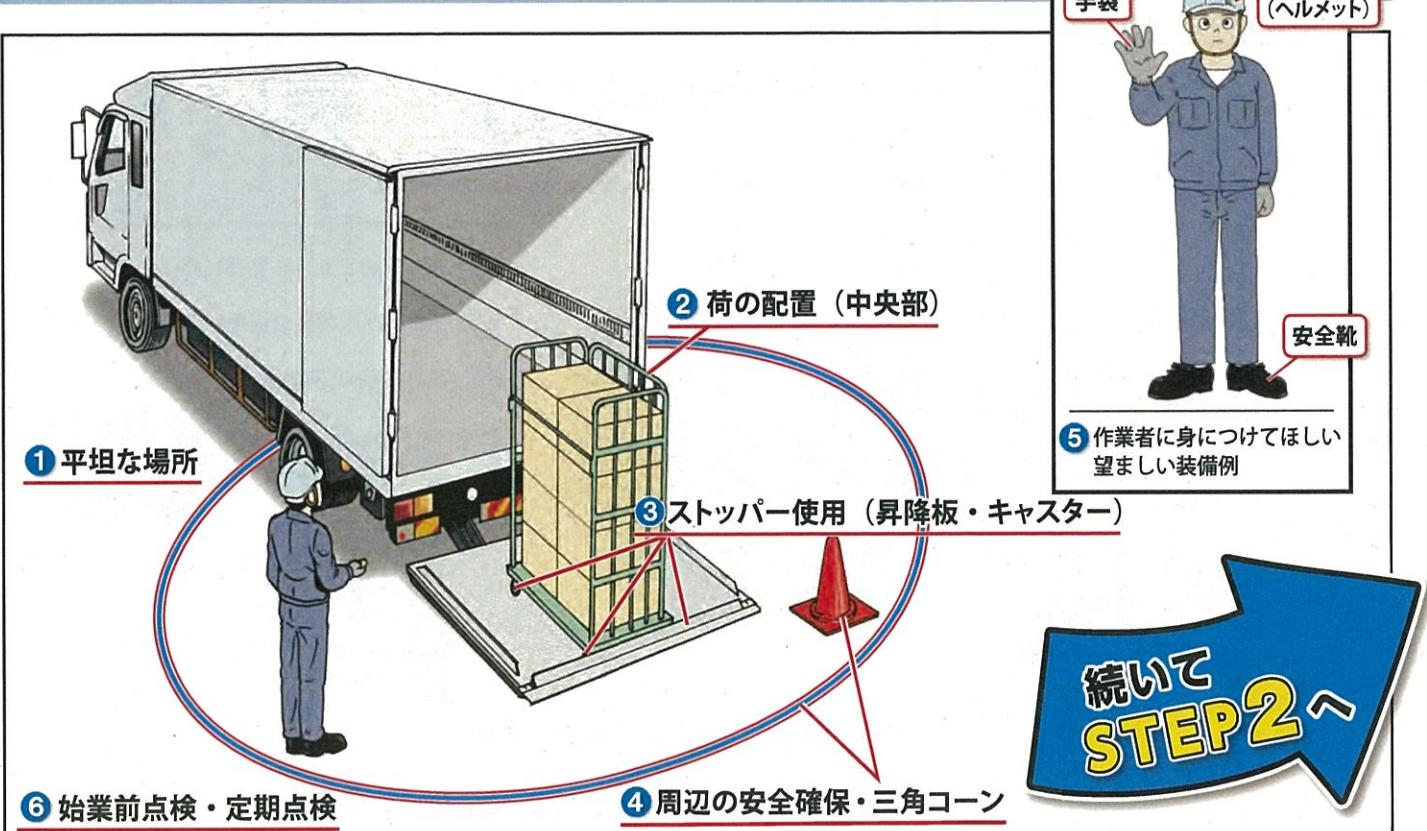
CHECK!!

5 作業にふさわしい装備をする

CHECK!!

6 始業前点検・定期点検を実施する
(点検事項は各社取扱説明書を参照)

CHECK!!



STEP

2

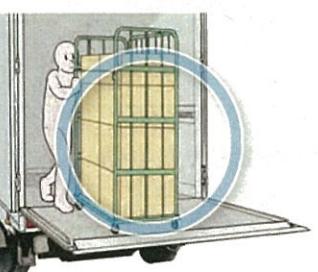
テールゲートリフターの状況に応じた約束です。

使用場面別ルール **11**

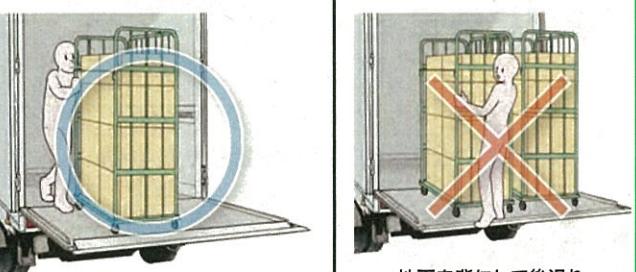
あなたはルールを守っていますか？チェックしてみましょう

CHECK!!

荷台の高さにある時 →



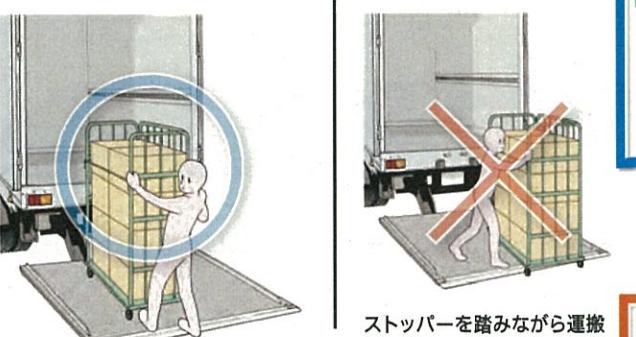
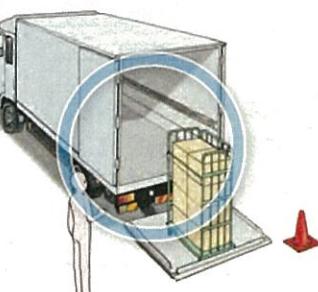
地面を背にして後退り



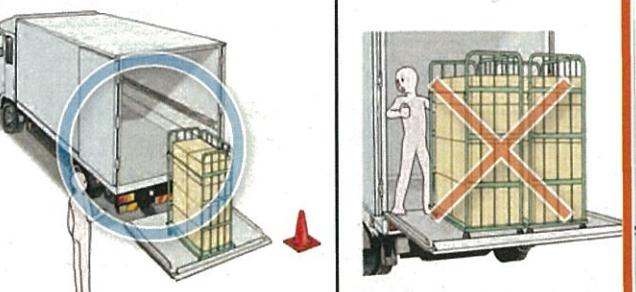
地面に接地している時 →



ストッパーを踏みながら運搬

昇降・展開・格納している時
(動作中) →

乗ったまま移動(昇降)



① 地面を背にして後退りしない

CHECK!!

② 昇降板上で作業できるスペースを確保する

CHECK!!

③ 昇降板は揺れやすいので慎重に移動する

CHECK!!

④ 昇降板等の傾きによる荷の動き出しに注意する
(荷が動き出したら無理に支えない！)

CHECK!!

⑤ 昇降板のストッパーを踏みながら運搬しない

CHECK!!

⑥ 昇降板の先端部と地面の段差に注意する

CHECK!!

⑦ 作業者は原則として昇降板に乗ったまま
移動(昇降)しない

CHECK!!

⑧ 移動する時は昇降板を地面と荷台の中間
で止めて、ステップとして昇り降りする

CHECK!!

⑨ 昇降板から荷がはみ出さないようにする

CHECK!!

⑩ 昇降板から少し離れた横に立ち
昇降板の周辺から目を離さない

CHECK!!

⑪ 動作中の昇降板には触らない、近寄らない

CHECK!!

★ 詳細については各社取扱説明書を参照して下さい。

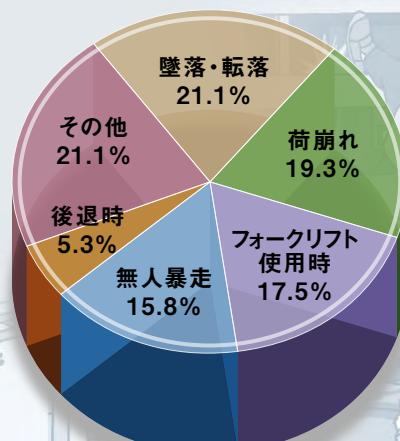
陸上貨物運送事業における

重大な労働災害 を防ぐためには

荷役作業時の死亡災害にみる
災害パターン別の主な原因と対策

労働災害は長期的には減少傾向にあります。しかし、陸上貨物運送事業における労働災害は引き続き多く発生しています。従業員が安全に、そして安心して仕事を行うためには、運送事業者と荷主企業が協力し、徹底して労働災害防止に取り組む必要があります。

本冊子では、陸上貨物運送事業における労働災害について、平成25年に死亡災害に至った実際の事例を紹介するとともに、災害パターン別の労働災害防止対策について紹介していきます。



平成25年に発生した陸上貨物運送事業の荷役作業時の死亡災害
(労働安全衛生総合研究所の調べによる分析結果)



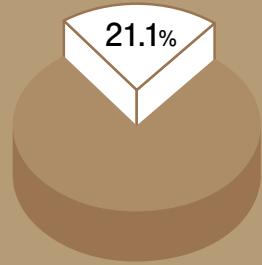
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所

JNIOSH

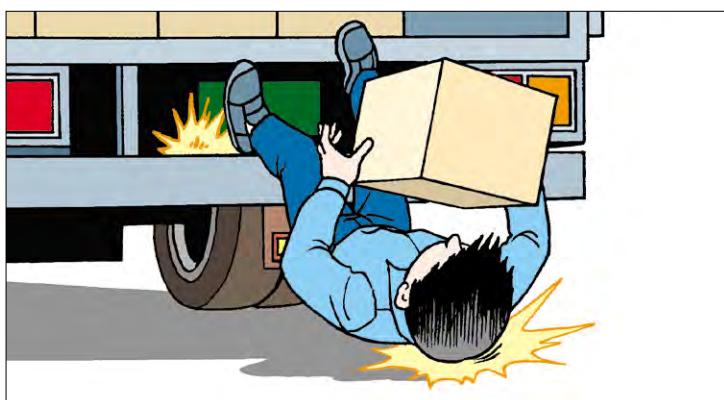
トラック・荷台等からの墜落・転落による死亡災害



陸上貨物運送事業における労働災害の中で最も多かったのが「トラック・荷台等からの墜落・転落」です。このパターンの災害事例を分析すると、67%が「保護帽未着用」でした。そのうちの多くが「高さが2m未満」の地点からの転落であり、もし保護帽を着用していれば死亡災害に至らなかつた可能性があります。

事例 1

足を滑らせてリアバンパーから転落（死亡災害）



被災者はコンビニエンスストアに荷物を配送していました。配送先の手前にある駐車場で荷台コンテナ内にある荷物の整理を行った後、荷台にあった段ボールを持ちながら、荷台からトラックのリアバンパーに足をかけ、後ろ向きで降りようとしたところ、足を滑らせてしまい、約52cmの高さから転落し、頭部を強打しました。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。

事例 2

テールゲートリフターから転落（死亡災害）



被災者はテールゲートリフターに乗り、工業用油200ℓが入ったドラム缶1缶を荷台から荷おろしする作業をしていました。被災者は何らかの理由でテールゲートリフターからトラック後方に転落しました（転落高110cm）。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント!

対 策

作業高によらず、必ず保護帽を着用して荷役作業を行いましょう

必ず保護帽を着用!

(着用時
5つのポイント)



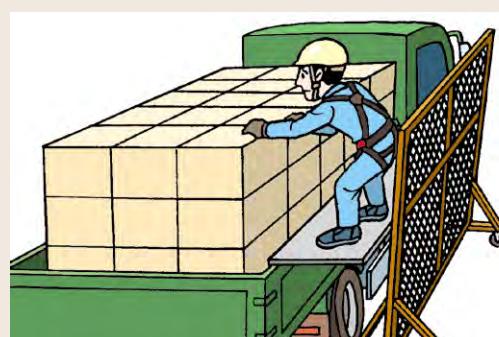
- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

ひとこと アドバイス

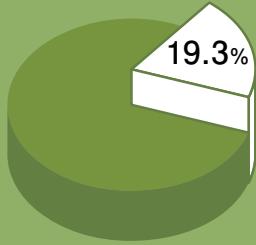
わずか50cmの高さから転落した場合でも、打ちどころによっては死亡災害に至ってしまうことがあります。高さ2mに満たない地点での作業であっても、荷役作業時には必ず保護帽を着用するようにしましょう。また、常日頃から社員に対して保護帽の意義や効果に関する社内教育を実施し、保護帽の着用を徹底させるようにしましょう。

その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- ▶ 作業手順書を作成しましょう
- ▶ 複数の作業者で荷役作業を行う場合、作業指揮者を配置しましょう
- ▶ 荷台上で作業者が移動する場合、作業指揮者は地面レベルから全般を見渡し、確認および指示ができる状況にしておきましょう
- ▶ トラック運転席やアルミバンの屋根上など高所で作業を行う場合は、安全帯を着用するか、足場を組み作業床を設けましょう
- ▶ たいかつせい 耐滑性のある安全靴等を使用しましょう



トラック・荷台等での荷崩れによる死亡災害

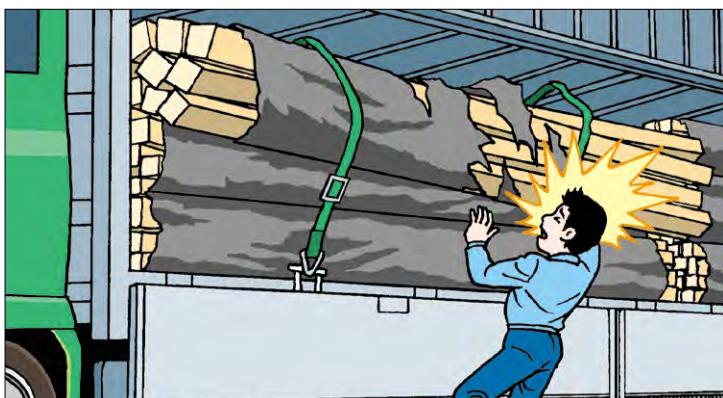


「トラック・荷台等での荷崩れ」による死亡災害事例を分析すると、「積みおろし時における被災」がこれら事例の半数以上を占めており、荷物の固定・固縛が不適切だった例が多く見られました。通常、積みおろし担当者は積付け時の状況が分からぬいため、積みおろし時の危険を的確に把握できず、その結果災害に至ってしまうケースがあります。

事例

1

固定ベルトを外した途端に多くの角材が落下（死亡災害）



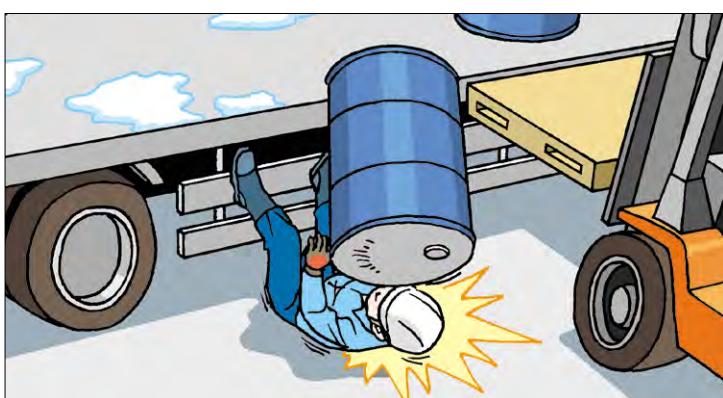
被災者は、トラック（ウイング車）の積荷である角材180本の束の積み付け状況を点検していました。角材はラッシングベルトで固定されていたものの、点検のためベルトを緩めたところ、角材の束が崩壊し、被災者は角材の下敷きになりました。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。

事例

2

ドラム缶とともに転落。

ドラム缶が被災者に直撃（死亡災害）

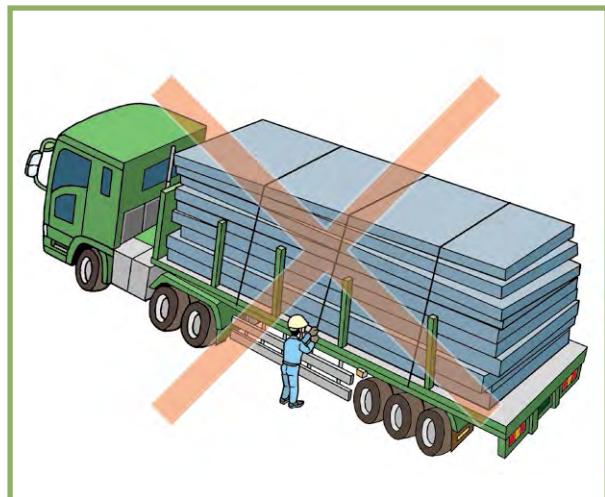
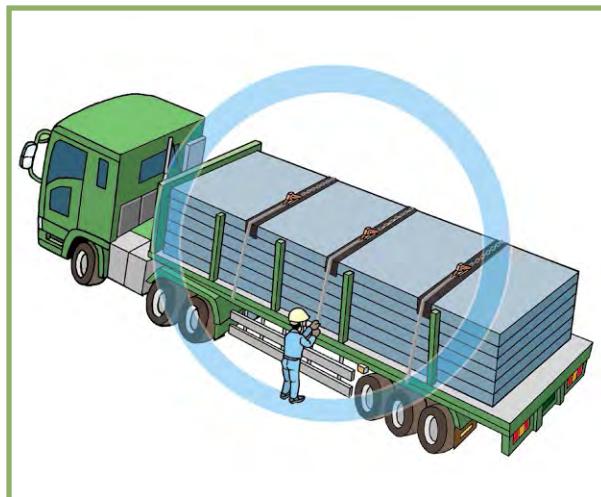


被災者は、積載されているドラム缶を、トレーラーコンテナの奥からフォークリフトのあるトラック荷台側面に移動させる作業をしていましたが、コンテナから地面へドラム缶とともに転落し、ドラム缶が被災者に直撃しました。なお、コンテナ内部の底面には雪が残っており、非常に滑りやすい状態でした。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント!

対 策

積付け時には、積荷の状態を確認すること(積みおろし配慮)



ひとこと アドバイス

荷崩れが起きやすいような形で積付けが行われると、積みおろしの際に非常に危険です。積みおろし担当者が安全な積みおろしができることを前提に、積付け時の積みおろし配慮を行いましょう。
また、荷崩れを防ぐために、適切な固定・固縛を行なうなど、適正な方法で荷を固定させることが非常に重要です。

その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- ▶ 作業手順書を作成しましょう
- ▶ 積荷の状態に応じて作業指揮者を定めましょう
- ▶ 荷の固定・固縛方法に係る研修を実施しましょう
- ▶ 積付け・積みおろし時に渡し板等が必要な場合には、板の脱落防止や荷の滑り止め措置を実施しましょう
- ▶ トラックの走行途中で積荷の固定・固縛方法を点検しましょう
- ▶ 荷崩れに繋がりやすい荒い運転(急制動、急発進、急旋回など)をしないようにしましょう
- ▶ 荷台のあおりやウイング等を動かす際には、事前に荷が立てかけられていないかを確認しましょう



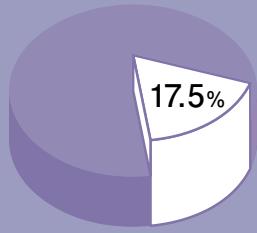
参考資料

「安全輸送のための積付け・固縛方法」では、荷崩れを防ぐための積付け・固縛時の注意点などについて紹介していますので、参考にしてください。

資料提供：公益社団法人全日本トラック協会



フォークリフト 使用時における 死亡災害

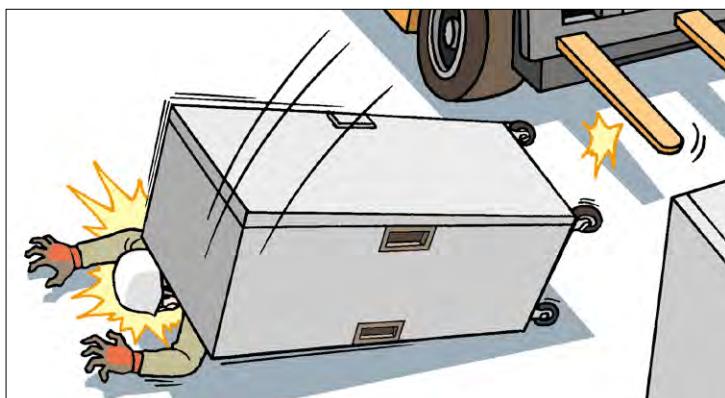


フォークリフトによる労働災害を分析すると、フォークリフトのオペレーター（運転手）による不適切な運転操作や、フォークリフトで持ち上げていた荷物の荷崩れ、またフォークリフトと別の作業者との接触など、オペレーターならびに周辺にいた他の作業者が本来禁止されている行動を取ったことによる事例が多くありました。

事例

1

フォークリフトアップ(上昇)時の安全不確認により被災者がコールドロールボックスパレットの下敷きに(死亡災害)

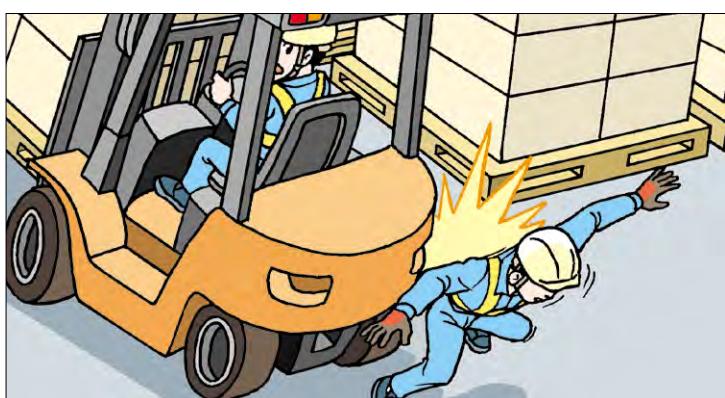


オペレーターがフォークリフトのフォークを上昇させた際に、そばにあったコールドロールボックスパレットがフォークに引っかかり、前方に倒れました。パレットの近くで作業を行っていた被災者は倒れてきたパレットを避けることができず、倒れたパレットの下敷きとなりました。

事例

2

歩行者立入禁止エリアにいた被災者がフォークリフトと接触(死亡災害)



コンテナへの荷積み場所となっているフォークリフト走行エリア内でフォークリフトを運転していました。フォークリフトを後退させたところ、近くを歩いていた被災者に接触しました。なお、被災者は社内ルールで定められているフォークリフト走行エリアに入ったことで接触しました。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント!

対 策

フォークリフトのオペレーターやその周囲の作業者は、定められたルールを守り、適切な行動を徹底しましょう



ひとこと アドバイス

禁止されている行動を取ってしまうことで、災害に繋がるケースが多くなっています。自分や周りの作業者を守るために、各事業場で定められたルールを守り、適切な行動を徹底しましょう。

オペレーターの注意事項

- 周囲の安全を確かめながら運転操作を行いましょう。特に、フォークに荷がある時には急な上昇・下降、旋回などは行わないようになります。
- フォークリフトの用途外使用をしないようにしましょう。
- フォークリフトの操作に慣れていない場合は、一定期間は指導者の指導の下で作業を行うようにしましょう。

周囲の作業者の注意事項

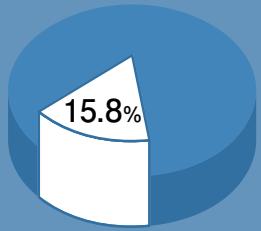
- 自分の周囲に注意を払いながら作業を行うようにしましょう。
- 接触事故を防ぐために、歩行者立入禁止エリア(フォークリフト走行エリア)に立ち入らないようにしましょう。

その他、事業者・作業者は 次のような対策を講じましょう

- 作業手順書を作成しましょう。
- 複数の作業者で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置しましょう。
- フォークリフトに係る安全研修を実施しましょう。



トラックの無人暴走による死亡災害



トラックが無人暴走に至った原因を分析すると、トラックが動き出す可能性がある状態（パーキングブレーキを使用しなかった、緩かったなど）で降車したことが大半でした。その一方で、ギアロックやパーキングブレーキ、輪止め、タイヤチェーンの装着など適切な措置を行っていても、降雪した坂道で逸走した例もありました。

事例

1

坂道で動き出した無人トラックを止めようとして轢かれる（死亡災害）

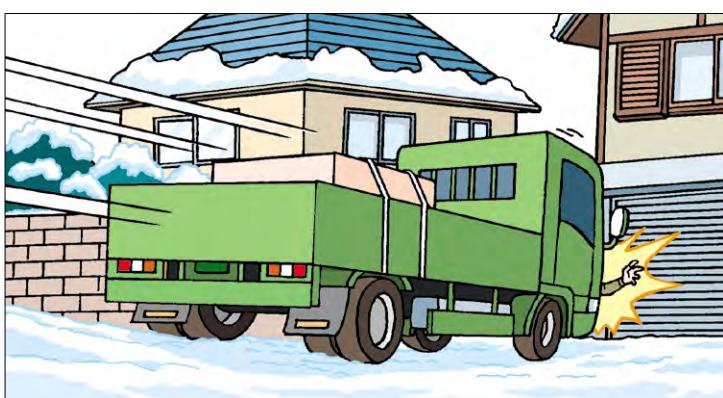


被災者（ドライバー）は、傾斜のある道路（7～9度）に駐車させていた無人のトラックが後ろに動き出したため、止めようとして運転席に乗り込もうとしましたが、振り落とされた結果、トラックと石垣との間に挟まれました。なお、トラックを駐車させた際、エンジンは停止されていましたが、トラックのパーキングブレーキは緩く、ギアロックがされていなかったために、適切にブレーキが利いていない状態でした。

事例

2

積雪路面で無人トラックが動き出し住宅ガレージの支柱に挟まる（死亡災害）

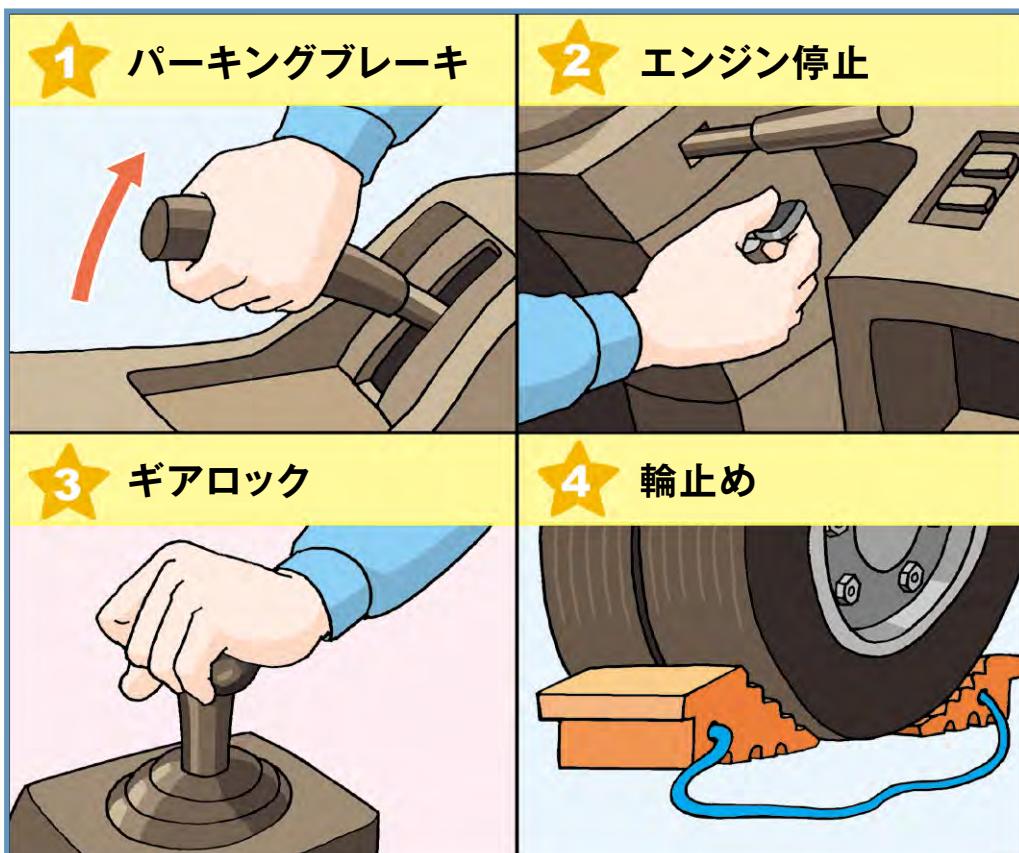


積雪し、傾斜のある道路（約10度）に停車させていた無人のトラックが前方に動き出したため、トラックの前にいた被災者（ドライバー）がトラックに押しやられ、住宅ガレージの支柱との間に挟まれました。なお、駐車時にはパーキングブレーキが適切に使用されていたほか、エンジンが停止され、ギアロックもされており、タイヤにはチェーンも装着していました。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント!

対 策

降車時には必ず逸走防止措置（「パーキングブレーキ→エンジン停止→ギアロック→輪止め」の4点セット）を実施しましょう



ひとこと アドバイス

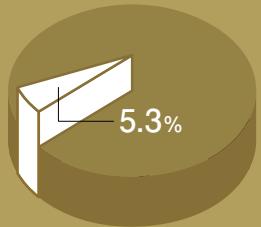
逸走した事例の多くは、適切な逸走防止措置が取られていなかったことで発生しています。ドライバーが降車する場合は平坦な場所にトラックを駐車するようになるとともに、逸走防止措置の4点セットを確実に行ってから車を離れるようにしましょう。なお、寒冷地での待機中にエンジンをかけたままで車から離れた際に被災した事例もありましたので、十分に注意が必要です。

その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- ▶ トラックの停車、ドライバーの降車、トラック内での待機について、作業手順を定めましょう
- ▶ 停車時にトラックが動き出しても、止めるために車に近付くことは厳禁とし、周囲への警告を発しましょう
- ▶ 降雪・凍結した坂道（わずかな傾斜も含む）では原則として、停車させないようにしましょう



トラック後退時 における 死亡災害



トラック後退時の労働災害の多くが、トラックの後方にいた被災者がトラックの後退に気付かなかったために発生していました。気付かなかった理由としては、近隣からの苦情により後退警告音（ブザー）の音量を下げていた、本来は後退禁止だった、バックモニターを使用していなかった——等が挙げられます。

事例

1

トラックの後退誘導時に

トラックと電柱に挟まる（死亡災害）



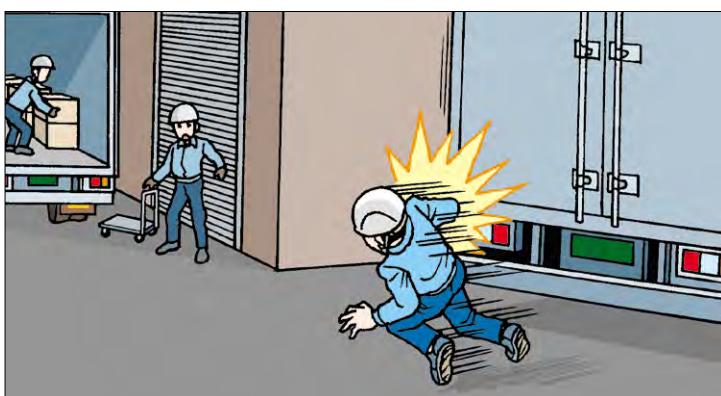
被災者（運転手助手）は、路地で引越トラックの後退誘導を行っていたところ、トラックと電柱の間に挟まれました。当該トラックにはバックモニターが装備されていましたが、被災者が目視できなかったにもかかわらず、運転手は事故発生当時バックモニターを使用していませんでした。

事例

2

トラックの荷役作業指示中に

後退してきた別のトラックに接触（死亡災害）

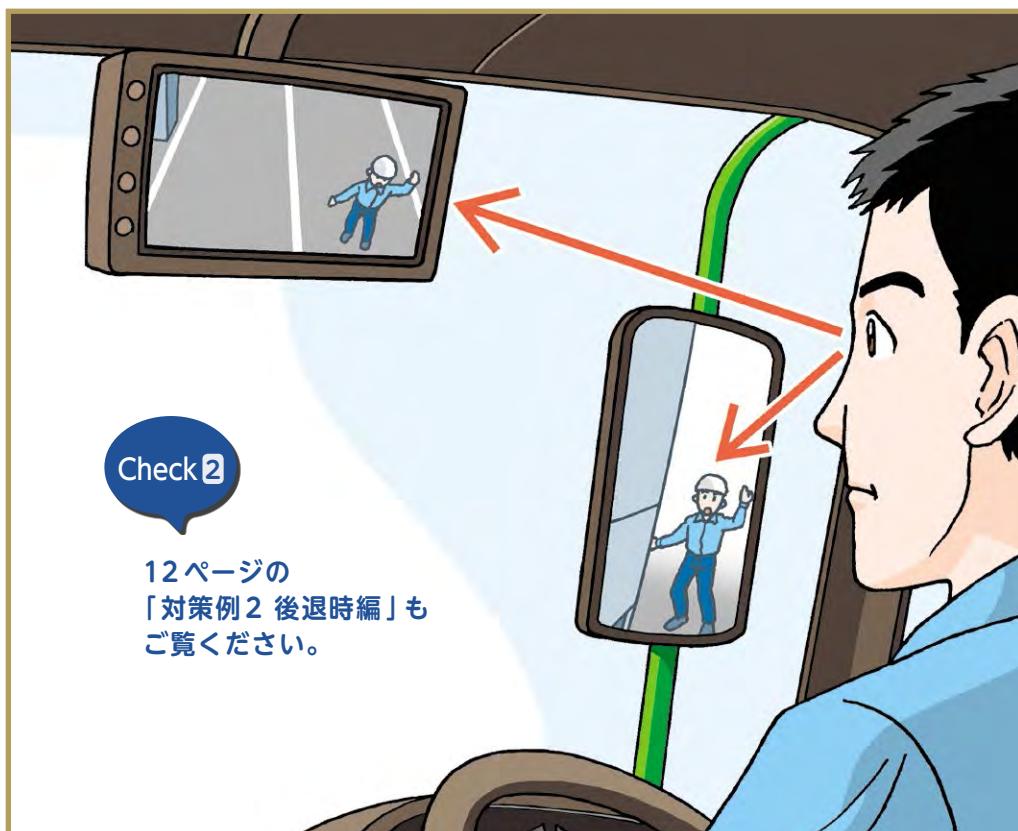


被災者はトラックAの運転手に対して荷役作業の指示を行っていました。そこに別のトラックBが給油のために、本来は禁止されている後退で移動してきました。トラックBの運転手は被災者に気付かずに後退を続けたために、被災者はトラックBと接触しました。なお、事故が発生したのは夕方で、薄暗い状態でした。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント!

対 策

後退誘導のルールを定めるとともに、トラックを後退させるのは後方の状況確認ができる場合のみに限定しましょう



Check 2
12ページの
「対策例2 後退時編」も
ご覧ください。

ひとこと アドバイス

トラック後退時の事故の多くが、後方の確認が不十分だったために発生しています。様々な安全対策を行い、**後方の確認を十分行った上で後退させ**るようにしましょう。

その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- ▶ トラック後退時には、周辺への第三者の立ち入り制限を定め、遵守させましょう
- ▶ 後退誘導担当者を配置しましょう。また、運転手は誘導担当者が目視できる状態で後退を行い、声や笛などの音声のみで後退の可否を判断しないようにしましょう
- ▶ トラック同士が接触するおそれのある場合は、複数台のトラック誘導を行わないようにしましょう
- ▶ 原則として、後退警告音の音量は下げないようにしましょう。やむを得ず下げる場合は、バックモニター等その他の安全対策を併用しましょう



Check 1

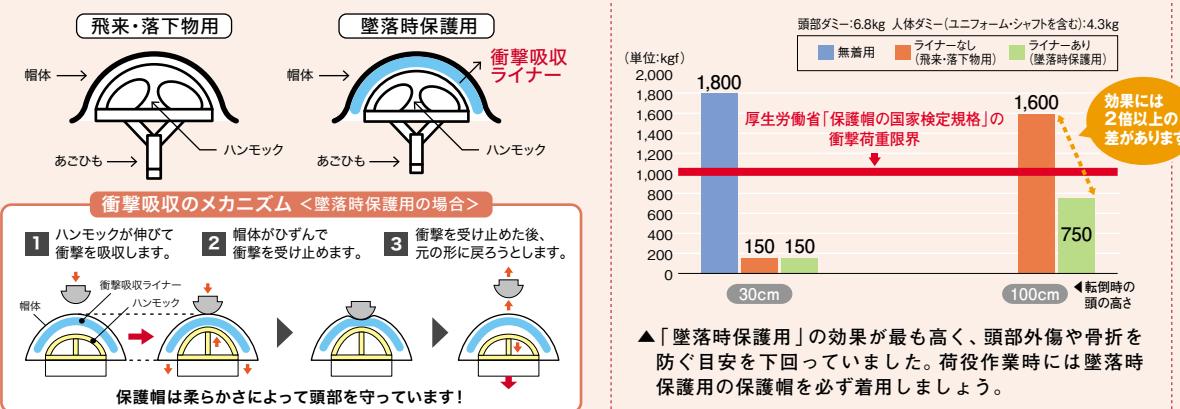
対策例 1

墜落・転落時編

保護帽の効果を知ってください！

保護帽（ヘルメット）とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品をいいます。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望まれます。

ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭部にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が不十分なことが分かりました。



■保護帽に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。

協力：一般社団法人日本ヘルメット工業会 (JHMA) <http://japan-helmet.com>、株式会社谷沢製作所

Check 2

対策例 2

後退時編

福岡市の夜間ゴミ収集での後方確認の工夫

夜間のゴミ収集では暗い場所での安全確保に加えて近隣への騒音配慮が不可欠です。福岡市の委託業者ではパッカー車の後部に2つの集音マイクを装着して、車両後退時の「オーライ」等の掛け声が運転席に伝わりやすいシステムを使っています。このシステムが使われるようになって10年くらい経つそうですが、もはや安全対策には欠かせないそうです。市販のバックモニターにも集音マイク付のものがありますので、トラックの後方確認ツールとしての活用が期待されます。



協力：福岡市環境局収集管理課、株式会社かわなべ

●厚生労働省 ▶ <http://www.mhlw.go.jp/>

●独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 ▶ <http://www.jniosh.johas.go.jp/>



この補助金についてのお問い合わせは、

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 エイジフレンドリー補助金事務センター

受付時間：平日9:30～12:00、13:00～16:30（土日祝休み）

（8月11日～14日（夏季休暇）、12月28日～1月4日（年末年始）を除く。）

◎ホームページに、交付規程、申請書様式などを掲載していますので、ご確認をお願いします。

<https://www.jashcon-age.or.jp>



エイジフレンドリー補助金事務センター（申請関係）

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10
トイヤビル5階

☎ 03-6381-7507 ⌂ 03-6381-7508
✉ af-hojoyojimucenter@jashcon.or.jp

エイジフレンドリー補助金事務センター（支払関係）

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5
三田労働基準協会ビル5階
(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会内

☎ 03-6809-4085 ⌂ 03-6809-4086

▼取り組むべき事項を知りたいとき

参考情報

高齢労働者が安心して安全に働く職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」を活用しましょう

令和2年3月16日付け基安発0316第1号



▼好事例を知りたいとき

- ⇒ 厚生労働省ホームページ
(先進企業) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>
- (製造業) <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>
- ⇒ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ
<http://www.jeed.or.jp/elderly/data/statistics.html>

▼高齢者のための対策について個別に相談したいとき

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援（現場確認・ヒアリング・アドバイス）を行います。

■労働災害防止団体 問い合わせ先

・中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	（製造業、下記以外の業種関係）
・建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	（建設業関係）
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	（陸上貨物運送事業関係）
・林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	（林業・木材製造業関係）
・港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	（港湾貨物運送事業関係）

無料

65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーをご活用ください

中小企業診断士、社会保険労務士等、高齢者の雇用に関する専門的知識や経験などを持っている外部の専門家が、企業の高齢者雇用促進に向けた取り組みを支援します。

無料

相談・助言

- 各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な相談・助言を行っています。
- 人事管理制度の整備に関すること
 - 能力開発に関すること
 - 賃金・退職金制度の整備に関すること
 - 健康管理に関すること
 - その他高齢者等の雇用問題に関すること

- お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ (<http://www.jeed.or.jp>) から確認できます。
- 「65歳超雇用推進事例サイト (<https://www.elder.jeed.or.jp/>)」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

高齢労働者を雇用する中小企業事業者の皆様へ

令和2年度（2020年度）版

「エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢者の労働災害が増えています。
- 高齢者が安心して安全に働けるよう、高齢者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消し、働きやすい職場環境をつくっていくことが必要です。
- 高齢者が就労する際に感染症予防が特に重要な社会福祉施設、医療保健業、旅館業や飲食店等の接客サービス業等では、利用者等と密に接する業務での新型コロナウイルス感染を防止するため、対人業務を簡素化できる設備改善や作業改善が望まれています。
- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。是非ご利用ください。

補助金申請期間 令和2年6月12日～令和2年10月末日

対象となる事業者

次の（1）～（3）すべてに該当する事業者が対象です。

- （1）高齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している
- （2）次のいずれかに該当する中小企業事業者

業種	常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	300人以下	3億円以下

※ 労働者数若しくは資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります

- （3）労働保険及び社会保険に加入している

補助金額

補助対象：高齢労働者のための職場環境改善に要した経費

補助率： 1／2

上限額： 100万円（消費税を含む）

※この補助金は、事業場規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います
(全ての申請者に交付されるものではありません)



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

補助対象となる職場環境の改善対策

働く高齢者を対象として職場環境を改善するための次の対策に要した費用を補助対象とします

- ◆ 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- ◆ 働く高齢者の健康や体力の状況の把握等
- ◆ 安全衛生教育
- ◆ その他、働く高齢者のための職場環境の改善対策

また、新型コロナウイルスの感染防止を図りつつ高齢者が安心して働くことができるよう、利用者や同僚との接触を減らす対策を補助対象とします。

具体的には次のような対策が対象となります

【働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防】

- ◇ 介護におけるリフト、スライディングシート等の導入
- ◇ 介護における移乗支援機器等の活用
- ◇ 客室への荷物配送、配膳等の自動搬送機器の導入
- ◇ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの利用

※使い捨てマスク等の消耗品、ビニールカーテン等の仮設の設備については対象となりません

【身体機能の低下を補う設備・装置の導入】

- ◇ 通路の段差の解消（スロープの設置等）
- ◇ 階段に手すりの設置
- ◇ 床や通路の滑り防止対策（防滑素材の採用、防滑靴の支給）
- ◇ 暗い作業場所の照度の改善
- ◇ 危険箇所への安全標識や警告灯等の設置
- ◇ 高齢者に聞きとりやすい中低音域の警報音に交換
- ◇ 作業時の有効視野を考慮して警告・注意機器の配置の改善
- ◇ 業務用の車両への自動ブレーキ又は踏み間違い防止装置の導入
- ◇ 熱中症リスクの高い作業がある事業場での涼しい休憩場所の整備
- ◇ 体温を下げるための機能のある服などの支給
- ◇ 不自然な作業姿勢を改善するための作業台等の設置
- ◇ 重量物搬送機器・リフトの導入
- ◇ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツ等の導入

【健康や体力の状況の把握等】

- ◇ 安全で健康に働くための体力チェックの実施
- ◇ 健康診断や歯科健診、体力チェック等に基づいた運動指導、栄養指導、保健指導等の実施
- ◇ 保健師やトレーナー等の指導による身体機能の維持向上活動

【安全衛生教育】

- ◇ 加齢に伴う労働災害リスクの増大の理解促進のための教育
- ◇ 高齢者の理解度を測りつつ反復実施する安全衛生教育

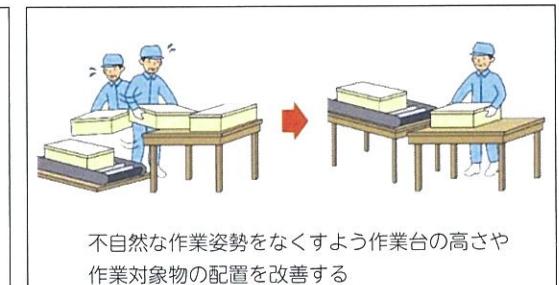
※労働者個人ごとに費用が生じる対策（ウェアラブルデバイス、防滑靴、体力チェックなど）については、雇用する高齢労働者の人数分に限り補助対象とします



高齢者における
安全衛生に関する研修会



例えば戸口に段差がある時
解消できない危険箇所に
標識等で注意喚起



防滑靴を利用させる
不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや
作業対象物の配置を改善する

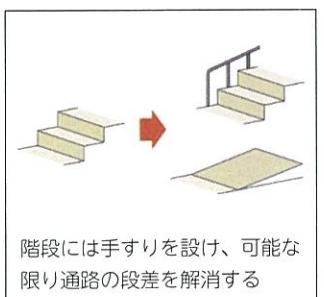
注：申請内容の確認のため、（一社）労働安全衛生コンサルタント会が実地調査を行うことがあります

申請手続き

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて、審査等を行い、補助金の交付決定と支払いを実施します。



リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制



階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する



涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する



通路を含め作業場所の照度を確保する



警報音等は聞き取りやすい
中低音域の音、パトライト等是有効視野を考慮

補助金交付申請（中小企業事業者）



審査等（コンサルタント会）



交付決定通知の発行（コンサルタント会）



対策の実施・費用の支払い（中小企業事業者）



実績報告書・精算払請求書（中小企業事業者）



確認、補助金の交付（コンサルタント会）

申請期間は6月12日から10月31日までです

コンサルタント会のHPを参照し、必要書類等に過不足がないよう申請してください

申請は毎月末にとりまとめ、翌月に審査を行い、交付及び不交付の決定を行います

交付決定を行った案件については、申請者に交付決定通知を送付します

交付決定日以降に、対策を実施し、費用を支払います
※交付決定日以前に支払った費用は補助対象となりません

実績報告書及び精算払請求書をコンサルタント会に提出します
※支払日から20日以内に提出してください。令和3年1月10日以降の支払分は令和3年1月末日までに提出してください

実績報告書及び精算払請求書を確認の上、確定通知書等を送付し、補助金を振り込みます

審査等における評価項目

必須項目

- ① 実施する対策が高年齢労働者の安全衛生確保に寄与すると認められること。
- ② 事業場の担当者、担当部署の体制を整備していること。
- ③ 事業場において、措置を講じる計画を立てていること。
- ④ 研修等の有形でない対策については、次年度以降の実施計画が含まれていること。
- ⑤ 60歳以上の高年齢労働者を常時1人以上雇用する者であること。また3月以内に雇用しようとする者として申請した者については、雇用計画を策定していること。
- ⑥ 過去1年以内に死亡災害又は社会的な問題となった労働災害を発生させていないこと。

加点項目

- ① 実施する対策の取組内容がより効果的、積極的と考えられること。
- ② 安全管理者又は衛生管理者の選任義務のない事業場において、有資格者を選任していること。
- ③ 高年齢労働者を多く雇用していること。
- ④ 労働安全衛生マネジメントシステムに取り組んでいること。

申請に当たっての注意

- ◆ この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の交付要綱、実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の趣旨を理解した上で申請してください。
- ◆ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求めることがあります。
- ◆ 受付は、月末ごとに締め切りを設け、申請の翌月に審査と交付決定を行います。
- ◆ 交付決定を受けられなかった申請案件は、内容を再検討の上、申請期間中に再度の申請が可能です。
- ◆ 交付決定額が予算額に達した場合、申請期間中であっても受付を締め切ります。早めの申請をお勧めします。